



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2021/6/7

NO.419 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

新型コロナウイルス感染症支援策

◆村上市かんばる事業者応援金

新型コロナウイルス感染症が拡大したことで
 売上に大きく影響を受けた事業者への応援金

飲食店、飲食店と継続して取引がある事業者等

要件

令和2年12月から令和3年5月までのいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月比20%以上減少

支給額

10万円

申請期間

6月1日(火)から8月31日(火)

必要書類

申請書や誓約書、確定申告書等
 ※今年3月から4月に申請した「村上市飲食店等緊急支援金」10万円の交付決定を受けている事業者は、その交付決定通知書のコピーを提出します。

◆村上市感染拡大防止徹底プロジェクト事業補助金

店舗等での感染拡大防止を再度徹底しようとする事業者への補助金

補助金額

消費税額を除いた補助対象経費の2分の1以内

上限額

10万円

対象経費

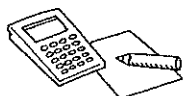
換気機能付きエアコン、非接触体温計、換気扇、消毒液、マスク等

申請期間

6月1日(火)から8月31日(火)

必要書類

申請書や誓約書、購入した領収書や設備の写真等



会員、共済会員仲間入り

「商売をやっているが売上が減少して困っている。民商会員ではないが、一時支援金申請に該当すれば民商で相談したい。民商会員Aさんから『民商へ連絡すれば良い』と聞いて電話した」というBさんは、一時支援金申請書類を用意し民商で相談、申請を完了させました。

Bさんは「村上でコロナがでてからは特にひどい状況で、売上の減少が続いている。申請できて本当に助かった。良かった」と話し民商へ入会、共済加入も同時に手続きしました。



「フードバンクむらかみ」のチラシを配布します

コロナウイルス感染症が続く中、解雇や自宅待機等で収入が減少したため、生活に困窮する家庭が増えています。

令和2年12月に設立した「フードバンクむらかみ」は、個人や企業等から食料品などを提供してもらったものを必要な方へ無料でお届けする活動をしています。詳細は配布したチラシをご覧ください。

皆さんのご自宅にお米・乾麺・缶詰、お菓子等の寄付するものがありましたら、民商へお持ちください。



過払い金の相談も受付しています

6月の無料法律相談

日時 6月11日(金)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

弁護士 小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 6月9日(水)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。